

けん引車, 航空機用

制定 昭和48年 3月30日
改正 令和 5年 8月30日

(TRACTOR, WHEELED, AIRCRAFT TOWING)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、主として航空機のけん引作業に使用するけん引車、航空機用（以下、けん引車という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、JIS D 0102による。

1.3 種類

種類は、表1のとおりとする。

表1 - 種類

種類		物品番号
1 t	(ガソリン)	1740-413-5745-5
	(ディーゼル)	_____
2 t	(ガソリン)	1740-413-5746-5
	(ディーゼル)	_____
2.5 t	(ガソリン)	_____
	(ディーゼル)	1740-230-2038-5
3 t	(ガソリン)	1740-413-5747-5
	(ディーゼル)	1740-428-2113-5
4 t	(ガソリン)	_____
	(ディーゼル)	1740-413-5748-5
5 t	(ガソリン)	_____
	(ディーゼル)	1740-413-5749-5
7 t	(ガソリン)	_____
	(ディーゼル)	1740-419-7777-5
8 t	(ガソリン)	_____
	(ディーゼル)	1740-323-9732-5

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 けん引車, 航空機用 1 t (ガソリン)

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S D 0 1 0 2	自動車用語－自動車の寸法、質量、荷重及び性能
J I S D 4 2 0 2	自動車用タイヤ呼び方及び諸元
J I S D 5 6 0 5	自動車用テンパレチャゲージ
J I S D 5 6 0 6	自動車用フューエルゲージ
N D S Z 8 0 1 1	角形銘板
N D S Z 8 2 0 1	標準色
J A T M A Y E A R B O O K	日本自動車タイヤ協会規格

b) 法令等

消防法（昭和23年法律第186号）

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

このけん引車は、自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下、訓令という。）の保安基準を準用しなければならない。

2.2 構成

構成は、次による。

- a) 機関
- b) 動力伝達装置及び操向装置
- c) かじ取り装置
- d) 運転席
- e) 反射鏡
- f) 荷台
- g) 連結器
- h) 排気管
- i) 灯火類

2.3 ねじ部品類

ねじ部品類は、日本産業規格に規定されたもの、又は同等品¹⁾を使用する。

注¹⁾ 同等品とは、品質及び規格が同じか又はそれ以上のものをいう。以下同じ。

2.4 構造・形状・寸法・質量

2.4.1 構造

構造は、次による。

- a) 機関は、付表1による。
- b) 動力伝達装置及び操向装置は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- 1) 駆動装置は、後車輪又は総輪で駆動される多段変速のものを標準とする。
- 2) 操向装置は、前車輪操向とする。ただし、けん引車 8 t については、前後輪操向とする。
- 3) タイヤは、J I S D 4 2 0 2 又は J A T M A Y E A R B O O K の製造会社標準仕様とする。
- c) かじ取り装置は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、けん引車 7 t 及び 8 t のみパワーステアリング装置付きで、ハンドルにノブ(取っ手)付きとする。
- d) 運転席は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。
 - 1) 運転席には、操縦手席と助手席などを設け、付図 1 ~ 付図 6 を標準とする。ただし、ハンドルの位置は製造会社標準仕様とする。
 - 2) 運転席の床及びステップ部は、しま鋼板張りとする。
 - 3) 運転席には、表 2 の作業用計器類を見やすく操作容易な場所にそれぞれ 1 個設ける。
 - 4) 消火器の取付具を、座席後方付近に取り付ける。
 - 5) 非常信号灯の取付具を、操縦手席付近に取り付ける。
 - 6) けん引車 8 t の運転席は、前後及び高位に 60 mm 以上の調整可能で、運転席において、車体前方及び後方それぞれ 4 m の地面を直接確認できる構造とする。

表 2 - 作業用計器類

名称	注記
温度計	J I S D 5 6 0 5
燃料計	J I S D 5 6 0 6
充電指示灯又はアンメータ	_____
油圧警告灯又は油圧計	_____
スピードメータ	積算距離計付き (8 t は前後進も積算できる積算計)
スタータスイッチ	ディーゼル車は予熱装置付き
ライト、スイッチなど	_____
計器表示板灯	_____
サイドブレーキ確認灯	_____

- e) 反射鏡は、後方及び車体前後に取り付けられた連結器の周辺を視認できなければならない。
なお、取り付けについては、調達要領指定書による。
- f) 荷台は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、付図 1 ~ 付図 2 を標準とする。
- g) 連結器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、前後部に備え、付図 1 ~ 付図 6 を標準とする。
- h) 排気管には、調達要領指定書によって指定する場合を除き、排気ガス中の火花防止のために遠心式火花防止装置を取り付ける。ただし、けん引車 1 t においては、排気ガス浄化マフラーを取り付ける。
- i) 灯火類は調達要領指定書によって指定する場合を除き、表 3 による。

表 3 - 灯火類

名称	数量	注記
作業灯	1 個	1 ~ 7 t に適用 (後部)
	2 個	8 t に適用 (後部)
霧中灯	2 個	8 t に適用 (前後各 1 個)
連結器灯	2 個	8 t に適用 (前後各 1 個)

2.4.2 形状

形状は、付図 1 ~ 付図 6 を標準とする。

2.4.3 主要寸法

主要寸法は、付表 1 を標準とする。

2.4.4 質量

質量は、付表 1 を標準とする。

2.5 性能

2.5.1 走行性能

走行性能は、付表 1 による。

2.5.2 作業性能

作業性能は、付表 1 による。

2.6 塗装

塗装は、十分な防せい（錆）処理を行った後に、調達要領指定書によって指定する次のいずれかの方法で上塗りを行う。

- a) 製造会社標準仕様の塗料を使用し、NDS Z 8201 の色番号 2314 (OD色 7.5Y3/1) とする。
- b) 製造会社標準仕様の塗料を使用し、NDS Z 8201 の色番号 1307 [山吹色 (2) 2.5Y 8/12] とする。

なお、車体の前部及び後部の下部は、製造会社標準仕様の塗料を使用し、NDS Z 8201 の色番号 2811 [黒 (1) N2] を使用して、幅 100 mm、間隔 100 mm、角度 90 の逆 V 字形に塗装する。

2.7 製品の表示

製品の表示は、次による。

- a) NDS Z 8011 の 1 種銘板を、操縦席から見やすい位置に取り付ける。
- b) NDS Z 8011 の 3 種銘板を、取扱上注意を要する箇所に取り付ける。

2.8 標識

標識は、訓令に基づく調達要求元の標識を調達要領指定書により指定する。

3 品質保証

3.1 最大けん引力試験

けん引力の測定は、平たんで乾いた舗装路面で、被けん引車又はその他の試験具との間にけん引力計などを連結して前進最低速度段で行い、トルクコンバータのストール、メカニカル式においてはタイヤのスリップ又は、原動機停止に至るけん引力の限界を求め、付表 1 の値を満たすものとする。ただし、最大けん引力は 3 秒間以上はぼ安定して保持できる値とする。

3.2 検査

検査は、材料、構造、形状、寸法、質量、性能、塗装及び製品の表示について行い、それぞれ箇条2の規定に適合するものは合格とする。ただし、性能のうち最大けん引力試験は3.1による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 附属品・予備品

5.1.1 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表4による。

表4－附属品

名称	数量	注記
消火器	1	粉末消火器ABC・1.8kg・自動車用（消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の規格適合品）とする。ただし包装は除く。
非常信号灯	1	道路運送車両の保安基準適合品，乾電池式，懐中電灯兼用式
始動用キー	1	商慣習による。

5.1.2 予備品

予備品²⁾は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、付けない。

注²⁾ 予備タイヤ（ディスクホイール付き），スノータイヤ及びスタッドレスタイヤ

5.2 承認用図面

契約の相手方は、製造に先立ち、承認用図面を提出し、契約担当官等の承認を受けなければならない。

なお、提出部数は3部とする。ただし、既に承認されており、その内容に変更がない場合は除く。

5.3 納入書類

5.3.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、けん引車1両ごとに取扱説明書1部とする。

5.3.2 提出書類

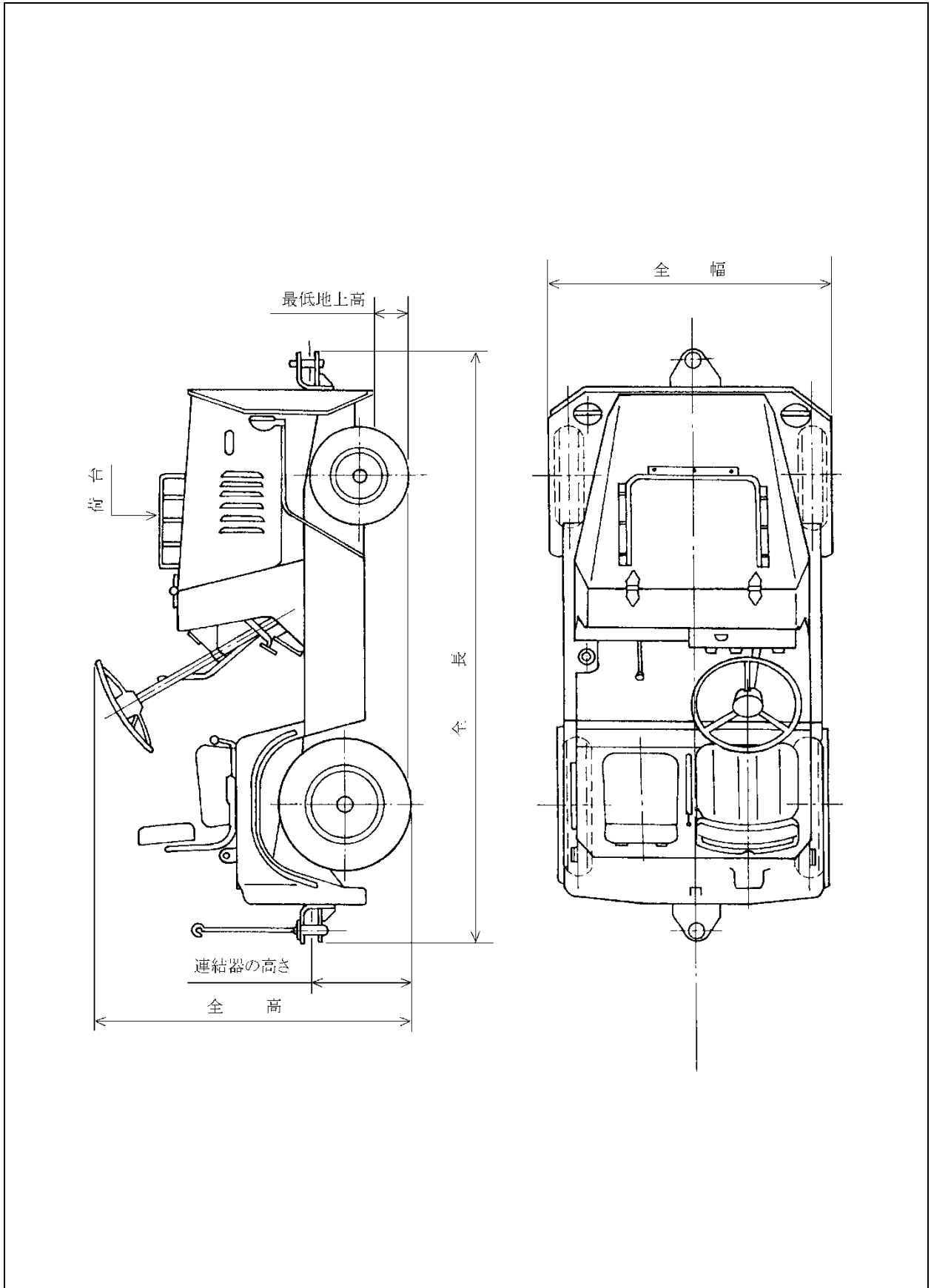
提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表5による。

表5－提出書類

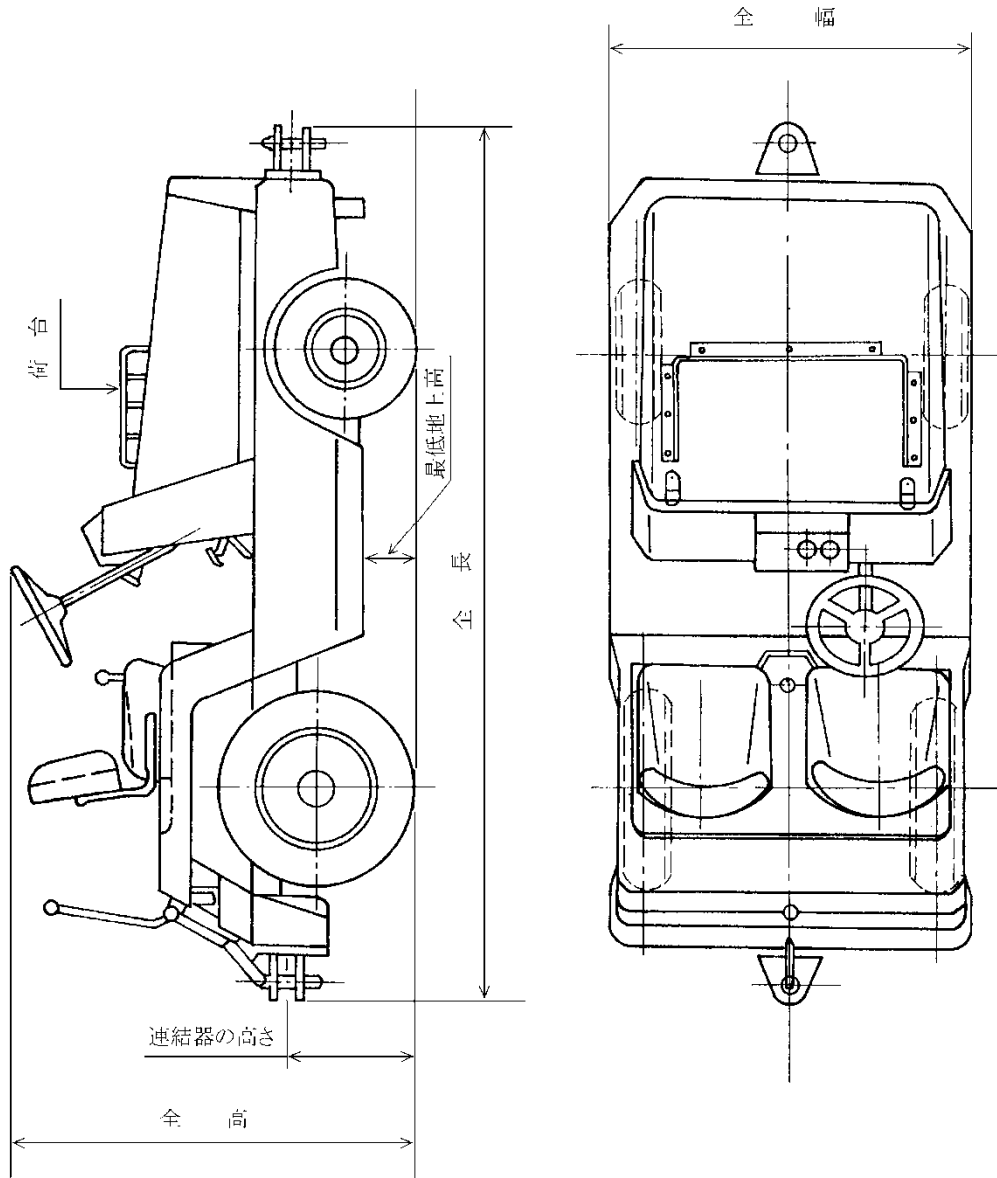
名称	時期	数量	提出先	注記
取扱説明書	納入時	1部	調達要求元	整備基準を含む。
部品表		1部		
完成写真		1組		キャビネ版四面（前後左右）

付表 1－機関・主要寸法・質量・走行性能・作業性能

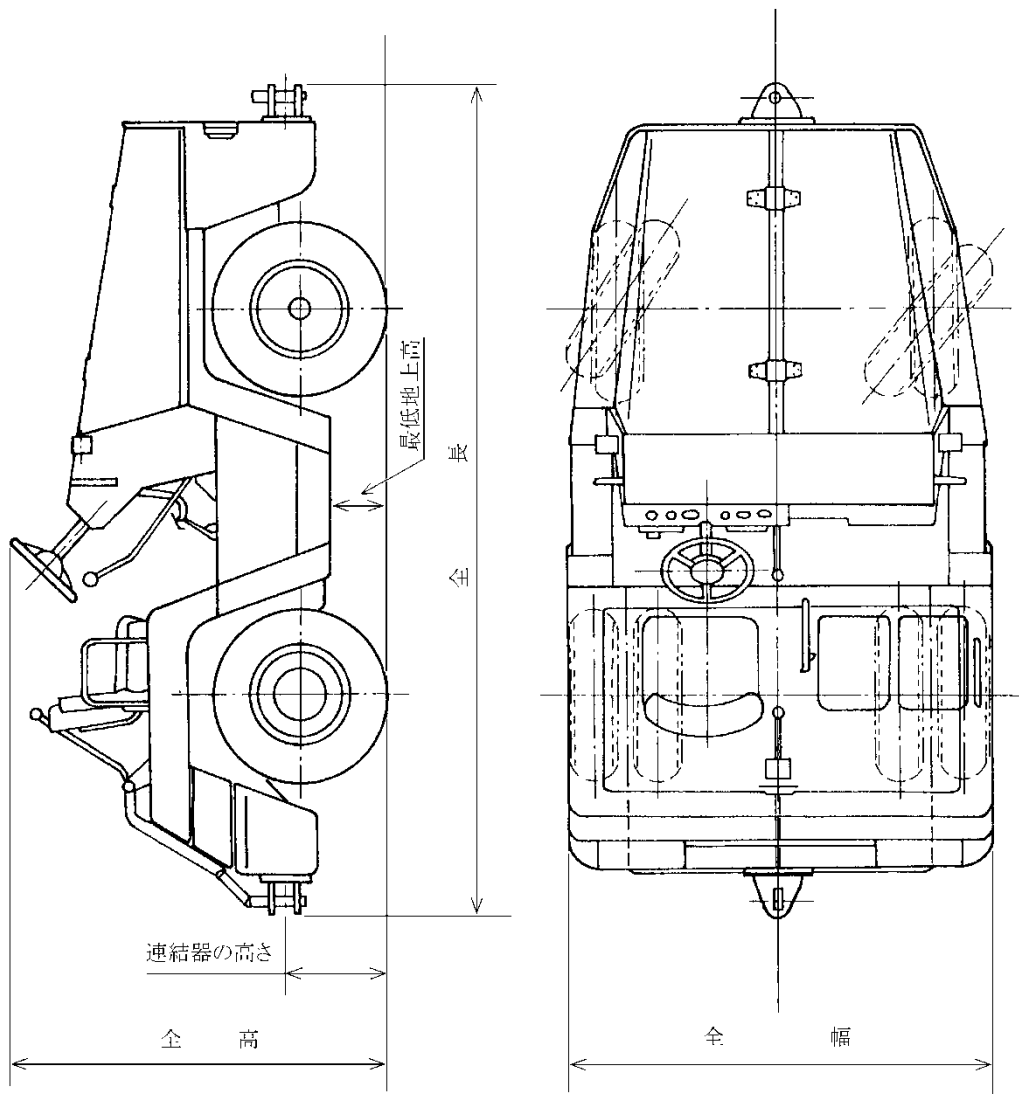
呼び		1 t	2 t	2.5 t	3 t	4 t	5 t	7 t	8 t
機 関	種類	ガソリン機関又はディーゼル機関							
	最大出力 kW以上 [min ⁻¹ (回 転数) において]	22.1 [3 000]	29.4 [2 400]	44.1 [2 600]	51.5 [2 000]	73.6 [2 400]	80.9 [2 400]	78.0 [2 100]	
主 要 寸 法	全長 mm以下	2 700	3 600	4 100	4 200	6 200	5 000	6 000	
	全幅 mm以下	1 300	1 600	2 300	2 400	2 500	2 550	2 500	
	全高 mm以下	1 500	2 200			2 700	1 850	1 700 (1 600 車高)	
	最低地上高 mm以上	100	120		150				
	連結器の高さ mm	400 ±15	450±15及び550±15 (2段式)						
質 量	空車質量 kg 以上	1 300	3 100	4 000	5 000	6 000	7 000	10 000	
走 行 性 能	最高速度 km/h 以上	19							
	登坂能力	tan θ 0.30 以上							
	最小回転 (旋回) 半径 mm以下		3 350		5 000		7 800	5 500	9 100 (5 700 総輪)
作 業 性 能	最大けん引力 kN 以上	9.8	19.6	24.5	34.3	44.1	54.0	73.5	78.5



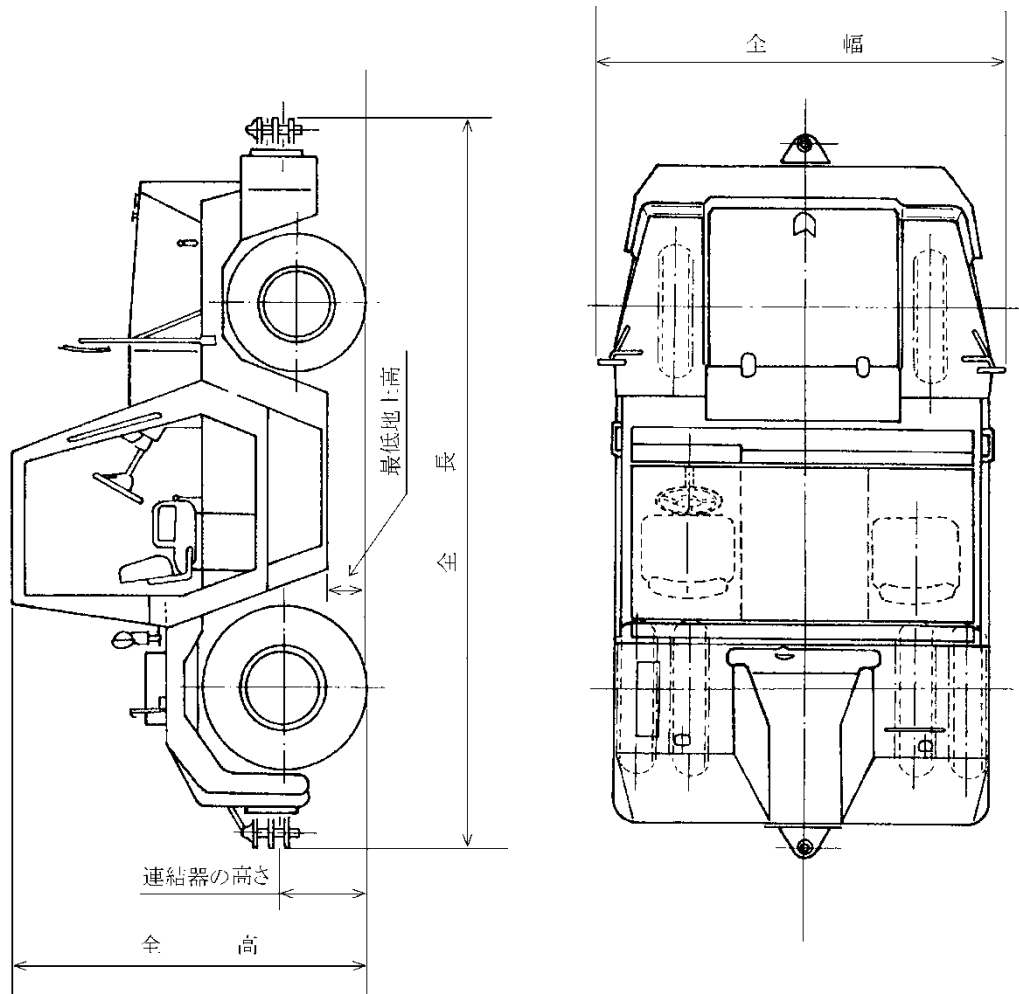
図番	付図 1	名称	けん引車, 航空機用 1t	尺度	—
防 衛 省					



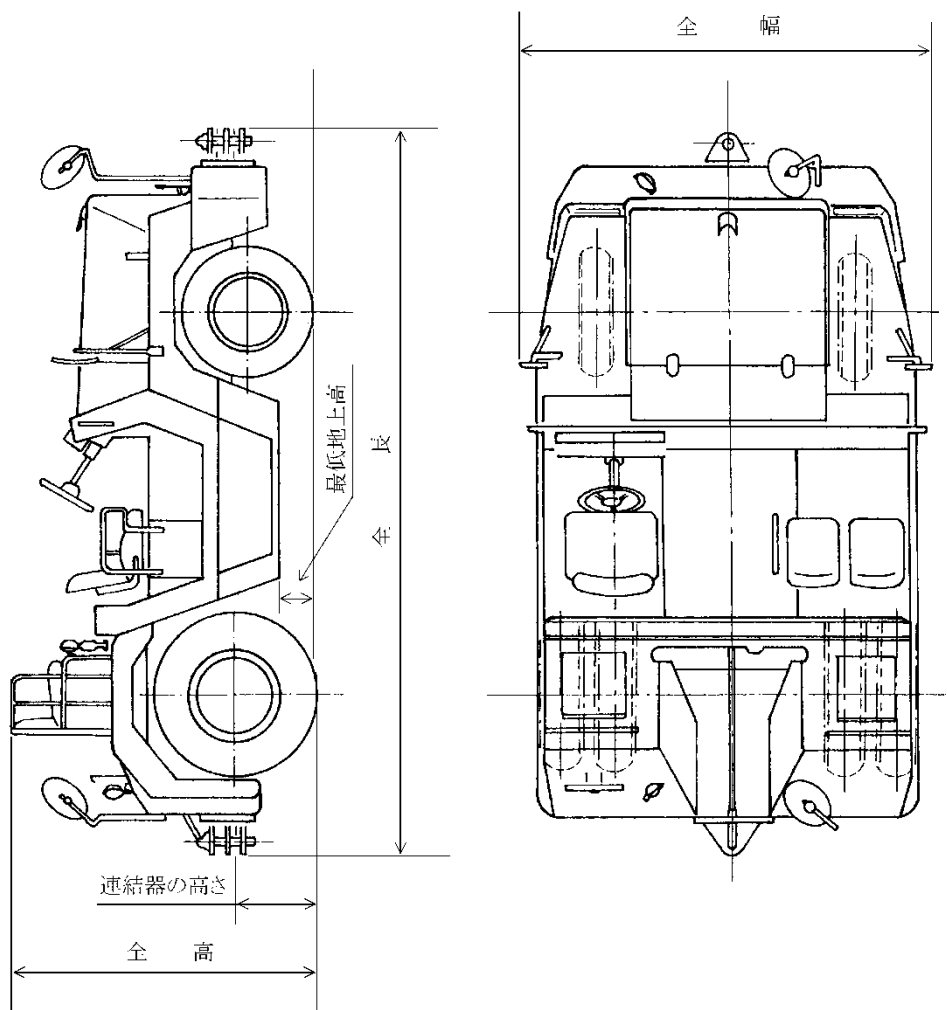
図番	付図 2	名称	けん引車, 航空機用 2t, 2.5t	尺度	—
防 衛 省					



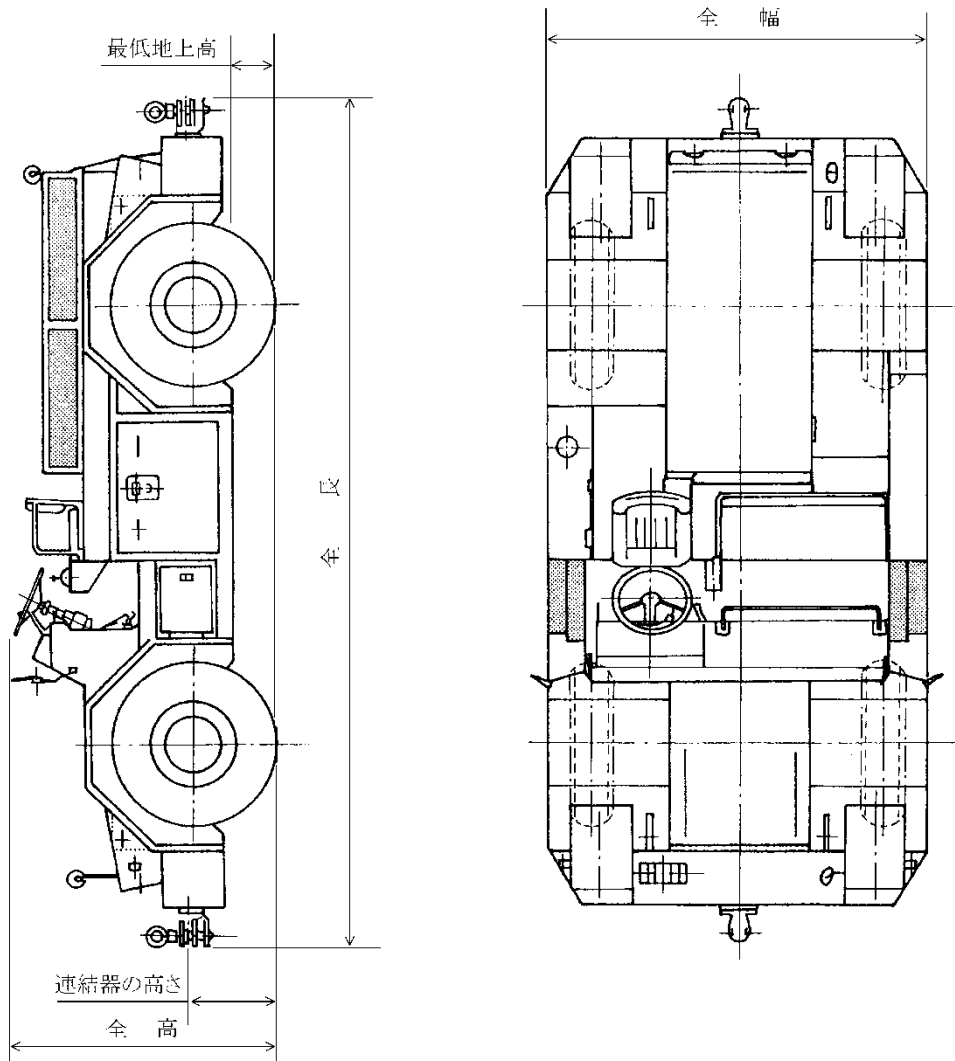
図番	付図 3	名称	けん引車, 航空機用 3t, 4t	尺度	—
防 衛 省					



図番	付図 4	名称	けん引車, 航空機用 5t	尺度	—
防 衛 省					



図番	付図5	名称	けん引車, 航空機用 7t	尺度	—
防 衛 省					



図番	付図 6	名称	けん引車, 航空機用 8t	尺度	—
防 衛 省					